平成21.10.6 制定 改正 平成26.4.1 平成28.4.1 令和 6.4.2

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学生体調節研究所規程第6条第2項の規定に基づき、群馬大学生体調節研究所共同利用・共同研究拠点運営委員会(以下「運営委員会」という。) に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

- 第2条 運営委員会は、生体調節研究所長(以下「所長」という。)の諮問に応じ次の各 号に掲げる事項を審議する。
- (1) 共同利用・共同研究拠点(以下「共同研究拠点等」という。)の運営に関すること。
- (2) 共同研究拠点等における研究環境に関すること。
- (3) 共同研究拠点等の利用に関する技術的支援及び情報の提供に関すること。
- (4) その他共同研究拠点等の重要事項に関すること。

(組 織)

- 第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 所長
- (2) 生体調節研究所の主担当を命ぜられた教授 1人
- (3) 群馬大学以外の関連研究者のうちから所長が委嘱する者 5人以上
- (4) その他所長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項各号の委員のうち、群馬大学所属の職員は、委員の総数の2分の1以下とする。 (任 期)
- 第4条 前条第2号から第4号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 運営委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。
- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。 (会 議)
- 第6条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(共同研究等専門委員会)

- 第7条 運営委員会に、共同研究拠点等に関する研究課題、公募要領、採択審査及びその 他公募に係る専門的事項を審議するため、群馬大学生体調節研究所共同研究等専門委員 会(以下「専門委員会」という。)を置く。
- 2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事 務)

第8条 運営委員会の事務は、昭和地区事務部総務課において処理する。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、所長が行う。

附則

- 1 この規程は、平成21年10月6日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に委嘱される第3条第2号から第4号までの委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和6年4月2日から施行し、令和6年4月1日から適用する。